

総合戦略関係法令、審議会関係規定集

- ① まち・ひと・しごと創生法
- ② 雄武町総合計画策定審議会条例
- ③ 雄武町総合計画策定審議会公開要綱
- ④ 雄武町総合計画策定審議会傍聴要綱

〇まち・ひと・しごと創生法

(平成二十六年十一月二十八日)

(法律第三百三十六号)

まち・ひと・しごと創生法をここに公布する。

まち・ひと・しごと創生法

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 まち・ひと・しごと創生総合戦略(第八条)

第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(第九条・第十条)

第四章 まち・ひと・しごと創生本部(第十一条—第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

(基本理念)

第二条 まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
- 二 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。
- 三 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
- 四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。
- 五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。
- 六 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。
- 七 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有す

る。

- 2 国の関係行政機関は、まち・ひと・しごと創生に関する施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
- 3 国は、地方公共団体その他の者が行うまち・ひと・しごと創生に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。
- 4 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、まち・ひと・しごと創生に関し、国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、基本理念に配慮してその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の努力)

第六条 国民は、まち・ひと・しごと創生についての関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第七条 国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二章 まち・ひと・しごと創生総合戦略

第八条 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。

- 2 まち・ひと・しごと創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 まち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

- 3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 内閣総理大臣は、まち・ひと・しごと創生本部の作成したまち・ひと・しごと創生総合戦略の案について閣議の決定を求めるものとする。

- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、まち・ひと・しごと創生総合戦略を公表するものとする。

- 6 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を変更しなければならない。

- 7 第三項から第五項までの規定は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について準用する。

第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第九条 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域

の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策に関する基本的方向

三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 都道府県は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第十条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向

三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第四章 まち・ひと・しごと創生本部

(設置)

第十一条 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。

二 まち・ひと・しごと創生総合戦略についてその実施状況の総合的な検証を定期的に行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第十三条 本部は、まち・ひと・しごと創生本部長、まち・ひと・しごと創生副本部長及びまち・ひと・しごと創生本部員をもって組織する。

(まち・ひと・しごと創生本部長)

第十四条 本部の長は、まち・ひと・しごと創生本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(まち・ひと・しごと創生副本部長)

第十五条 本部に、まち・ひと・しごと創生副本部長(次項及び次条第二項において「副本

部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(まち・ひと・しごと創生本部員)

第十六条 本部に、まち・ひと・しごと創生本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第十七条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第十八条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第十九条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第二十条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章から第四章までの規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二六年政令第三八一号で平成二六年一二月二日から施行)

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○雄武町総合計画策定審議会条例

昭和45年9月29日

条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、雄武町総合計画策定審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し必要な調査及び審議を行うため、町総合計画策定審議会を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員30名以内で組織する。

2 委員は、学識経験の有するものから町長が任命する。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、財務企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年6月28日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年6月24日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年9月16日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第7条の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成16年3月22日条例第4号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月22日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○雄武町総合計画策定審議会公開要綱

平成18年11月30日
要綱第20号

(趣旨)

第1条 この要綱は、雄武町総合計画策定審議会条例(昭和45年条例第26号)第2条により設置する雄武町総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項を審議する場合は、会長が審議会に諮り、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、会議を公開しないことができる。

(1) 雄武町情報公開条例(平成13年条例第1号。以下「公開条例」という。)第10条各号に掲げる事項に関し審議をする場合

(2) その他会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(公開の方法等)

第3条 審議会の公開は、会長が傍聴を希望する者に許可することにより行う。

(会議を傍聴できる者)

第4条 公開とした会議は、傍聴を許可しない者を除き、何人も傍聴することができる。

(傍聴の定員)

第5条 傍聴の定員は、定めないこととする。ただし、会場における適正人員を超える場合は、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴手続等)

第6条 傍聴の手続その他傍聴については、雄武町総合計画策定審議会傍聴要領に定めるとおりとする。

(会議資料の閲覧)

第7条 会議を公開するにあたっては、原則として会議資料を傍聴人の閲覧に供するものとし、会長が認める場合に当該資料を配付することができる。ただし、会議資料のうち公開条例第10条の規定により非開示とすることができる情報が記載されているものを除く。

(会議開催の事前公表)

第8条 会議を開催するにあたっては、会議の日時、場所等をあらかじめ公表しなければならない。ただし、緊急に会議が開催されるときは、この限りではない。

(議事録の作成等)

第9条 審議会の議事録は、速やかに作成するものとする。

2 議事録は、委員等の氏名を記載した発言記録を原則とするが、公開条例第10条の規定に該当する場合のほか、その他原則によりがたい場合は、その内容を要約できるものとする。

(議事録及び会議資料の公開等)

第10条 公開された審議会の議事録及び会議資料は、閲覧に供することができる。

2 会議の概要は、町広報紙又は町ホームページ等を活用し、公表に努めるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

○雄武町総合計画策定審議会傍聴要領

平成18年11月30日

要領第4号

(趣旨)

第1条 この要領は、雄武町総合計画策定審議会公開要綱(平成18年要綱第20号)第6条の規定に基づき、雄武町総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 審議会を傍聴しようとする者は、会議開催場所の傍聴人受付において、住所及び氏名を雄武町総合計画策定審議会傍聴人受付簿(別記様式)に記入しなければならない。

(傍聴の禁止)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器及び棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) プラカード、旗及びのぼりの類を携帯している者
 - (3) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機及び映写機の類を携帯している者(第5条ただし書きにより、会長の許可を得た者を除く。)
 - (4) 笛、ラッパ及び太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - (5) 酒気を帯びていると認められる者
 - (6) その他審議会を妨害するおそれがあると認められる者
2. 児童及び乳幼児は、傍聴することができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) ハチマキ、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為はしないこと。
- (4) 飲酒及び喫煙をしないこと。
- (5) 傍聴中は携帯電話の電源を切ること。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他審議会の秩序を乱し、又は妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席において写真、映写機等で撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第6条 傍聴人は、すべて審議会事務担当職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、審議会を公開しない決定があつたときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制し、その命令に従わないときは退場させることができる。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年12月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

別記様式(第2条関係)

年度 第 回雄武町総合計画策定審議会傍聴人受付簿

年 月 日

番 号	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		